

ファミリーサポートセンター会員調査にみる有償ボランティアの課題

林 寛子

1. はじめに

近年、日本においてボランティアやNPOの団体の存在は重要性を増している。近代化とともに家族の規模が縮小し、家族だけでは子育てから高齢者の介護に至る担い手が不足している。行政財の行き詰まりという状況を背景に抱えながら、急激に増加していく高齢者とその介護問題、若い世代の仕事と子育ての両立等の問題の解決策をみつけるために、厚生省は1980年代半ばから社会福祉協議会を通してボランティア振興に力を注いだ。ボランティア活動は、行政だけでは対応できない社会問題に対し、地域レベルで解決のために役割を果たすことが期待されている。

ボランティア活動は、無償性が特徴としてあげられ、利益に基づかない利他的な動機によって行われるものである。しかし、ボランティアの中には無償ではなく謝礼や一定額の経費を受け取るといった有償で活動するものもある。この有償で活動するボランティアは一般的には「有償ボランティア」と呼ばれている。「有償ボランティア」は、1990年代前後に高齢者福祉において在宅サービスの普及と共にボランティアに対する需要が高まり、ボランティアの量的な確保のため、一定の報酬をつけることで人材を確保したことに始まる。

現在、「有償ボランティア」は全国的に普及している。「有償ボランティア」が登場したことにより、ボラバイト（ボランティアとアルバイトを合わせたもの）等の新しい言葉も登場し、ボランティアという言葉は用いられていても、全てを同様にボランティアと解釈することも難しくなり、ボランティアなのか、労働なのか、ボランティアとは何なのか区別することが難しい状況が生じている。

しかし、高齢者福祉だけでなく児童福祉の領域等にも「有償ボランティア」が定着してきた。現在の子育て支援における「有償ボランティア」として全国に広がっている取組みの一つとしてファミリーサポート事業をあげることができる。他にも病児保育のサポートや障害児のサポート等、事業所によるパートのようなかたちでの「有償ボランティア」募集も見られる。ただし、児童福祉の領域等にも広がり、定着しているとはいえ、ファミリーサポート事業の登録会員の実態は、援助の依頼を請け負う「援助会員」が援助を依頼する「依頼会員」よりもはるかに少ないのが実態である。

ファミリーサポート会員は「有償ボランティア」であることを了解して入会しているため、ボランティアの報酬については理解が示されているであろう。「有償ボランティア」の登場の背景には、報酬をつけることでボランティアの人材を確保するという、動機づけのねらいもあったが、援助会員の数が伸びないことを考えると、報酬がボランティア活動への動機に繋がっているとは思えない。

本稿では、ボランティアが無償性を特徴とするにもかかわらず、なぜ「有償ボランティア」が介護から子育ての領域に至るまで定着してきたのか、「有償ボランティア」の位置づけを検討するとともに、「有償ボランティア」であるファミリーサポートの会員が「有償ボランティア」をどのようにとらえ、子育て支援を担っているのか、地域レベルで活動する有償ボランティアが抱える課題を明らかにする。

2. 「有償ボランティア」の登場と展開

2.1 「有償ボランティア」の登場

現在、全国の多くの自治体や社会福祉協議会等で紹介されているボランティアの説明は、文部科学省の生涯学習審議会が出した「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答申）」1992（平成4）年8月の「ボランティア活動は、個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することであり、ボランティア活動の基本的理念は、自発（自由意思）性、無償（無給）性、公共（公益）性、先駆（開発、発展）性にあるとする考え方が一般的である。」を用いたかたちで紹介されている¹⁾。無償性はボランティアの特徴であり、一般的に理解されているものである。

ところが、1980年代に「有償ボランティア」が主に高齢者福祉分野で登場していた。「有償ボランティア」が登場した背景には、高齢化社会に対応するための政府の政策的意図があった。行政財の行き詰まりを背景に、1980年代半ばから旧厚生省はボランティア振興に力を注ぎ、ボランティアが在宅福祉サービスの担い手となることを期待した。在宅福祉サービスが普及すると共にボランティアの需要が高まると、ボランティアの量的な確保が問題となった。そこで一定の報酬をつけることでボランティアの人材を確保する、特に主婦層の人材を新たに発掘するという目的で、「有償ボランティア」が登場した。

当時、「有償ボランティア」は、見返りを求めることはボランティア精神に反する、「有償ボランティア」は労働者ではないか等の批判があった。その中で、1993（平成5）年4月、厚生省は、「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」を定め、同年7月には、中央社会福祉審議会が「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」という意見具申を出した²⁾。

ここに、国民の社会福祉活動への参加の促進を図るための方策が示され、ボランティアの歴史的变化と今後について整理されている。その中で、ボランティアの歴史的变化について、「福祉国家以前にあっては、ボランティアは極めて限られた人々が慈善的精神により行う行為であり、対象は恵まれない人々であった。その後、福祉国家を目標とした時期には公的責任が重視され、ボランティアには公的施策に対する残余的な役割が期待された。しかし福祉国家の体制が、社会保障の充実とともに次第に整備されるにしたがって、その基本的性格には変化はないものの、活動の動機や機能という点で従来とは異なる意義が強調され、かつての慈善や奉仕の心にとどまらず、より広がりを持った地域社会への参加や自己実現、さまざまなことをお互いに学び経験し、助け合いたいという共生や互酬性に基

づく動機に変化して、活動の範囲もさまざまな領域に及び、活動する人々も増加していった。」とし、現状のボランティアの実態から、ボランティアの今後について、「きわめてすそ野の広いボランティア活動は、年一回等の軽微な活動もあるが、継続的で密度の濃い活動等も増加してきている。このような活動が、助け合いの精神に基づき、受け手と担い手との対等な関係を保ちながら謝意や経費を認め合うことは、ボランティアの本来的な性格からはずれるものではないと考える。また、このことは、経済的にゆとりのある人だけではなく、活動意欲のある人は誰でも、広く公平に参加する機会が得られるためにも必要である。」と述べている。

この意見具申により、「有償ボランティア」という新しいボランティアの形が認められ、推奨されることとなった。そして、「有償ボランティア」は高齢者福祉だけでなく、児童福祉においても広がっていった。その一つの例として、ファミリーサポート事業を上げることができる。仕事と家庭の両立を支援するため育児や介護を地域で支援していこうとする仕組みとして旧労働省は 1994 年にファミリーサポート事業を開始した。事業開始当時は育児と介護の両方を対象としていたが、全国の自治体に導入されていく中で、育児だけを対象とする事業になった。ファミリーサポート事業は、子どもの送迎や一時預り等、子育てにかかわる援助を頼みたい「依頼会員」と、援助の依頼を請け負う「援助会員」からなる会員組織で、援助の依頼と援助者への要請をファミリーサポートセンターが調整し、支援する。援助の際には会員間に於いて 1 時間 600 円程度の報酬の授受が行われる、まさに互酬性にもとづく活動であり、「有償のボランティア」である。平成 23 年度、ファミリーサポート事業の基本事業を行っている市区町村は 669 にのぼる。多くのサポートセンター、特に都市部のサポートセンターにおいて、「依頼会員」が「援助会員」よりもはるかに多いという現状にある。

「有償ボランティア」は 1990 年代に社会的評価を受け、拡大していったと言える。

2.2 「有償ボランティア」と NPO

「有償ボランティア」は行政の政策的意図と繋がって拡大したものの、有償性をめぐるさまざまな言説や議論はなお残っており、2000 年代には訴訟も生じた。2001 年の流山訴訟である。流山訴訟とは千葉県 NPO 法人流山ユー・アイネットが「有償ボランティア」として行っている「ふれあい事業」の剰余金に法人税を課することができるかどうか争われた裁判である。

「ふれあい事業」は、収益確保を目的として運営していない会員間の援助ネットワークのシステムである³⁾。会員は、入会金 1,000 円、年会費 3,000 円を支払う。会員は、家事、

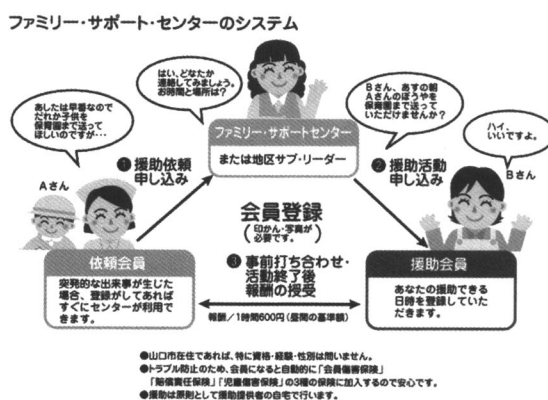


図 1 ファミリーサポートセンターの仕組み
社会福祉法人山口市社会福祉協議会本部 HP より
<http://www.yshakyo.or.jp/service/detail01.htm#06>

介助、介護等のサービス、その他に話し相手や朗読、代筆、散歩の同行等のサービスを利用することができる。これらのサービスを利用したい時は、会の事務局に電話等で日時、内容を申し出る。サービスを利用したときは、所定の書面に確認の署名、捺印の上、利用時間相当分の謝礼として、会が発行する「ふれあい切符」（1点100円で、1冊8,000円になっている）により決済する。サービスを利用した場合、支払う謝礼は1時間当たり8点=800円（超過料金は30分につき4点=400円）である。サービス提供者は、サービス利用者から受領する切符のうち、謝礼として1時間当たり6点=600円（超過料金は30分につき3点=300円）を受領し、残りの2点=200円（超過料金は30分につき1点=100円）は事務運営費として会へ寄付することとなるというシステムである。

この事務運営費として会が受領する部分に松戸税務署は法人税を求めた。流山ユー・アイネット側は「ふれあい事業」は収益事業にあたらないとして、裁判で争われることになった。東京高等裁判所は、2001年11月17日、この流山ユー・アイネットの「ふれあい事業」について、課税相当との判決を下し確定した。この判決は、「ふれあい事業」は法人税法施行令5条1項10号所定の請負業に該当し、法人税法7条及び同2条13号所定の収益事業に該当するというものであった。

ただし、東京高等裁判所は「ふれあい事業」は、現在の税法の解釈、運用としては収益事業として課税することはやむを得ないが、この事業におけるサービスの提供は労働ではなくボランティア活動であることを認めた。

この訴訟は、ボランティア活動で謝礼的な性格をもつ現金等の授受がある収益を目的としない事業と他の一般の収益事業とを同様に課税を行うのか、NPO法人・公益法人に対する課税のあり方をめぐる裁判であったが、「有償ボランティア」の活動を法的に位置付けるものになった。ファミリーサポート事業やふれあい事業のような、謝礼的な性格をもつ金銭の授受のある「有償ボランティア」もボランティア活動として法的に位置付けられたと言える。

流山訴訟は、NPOのサービス提供の仕組み等を検討する契機となり、2000年代にはボランティアやNPOは、新自由主義的な福祉の縮小の中で、ますます公共サービスの担い手として期待が高まっていった。

2.3 「有償ボランティア」と「贈与のパラドックス」

「有償ボランティア」は政策的意図と繋がりながら拡大してきたが、仁平はこの政策的意図を「贈与のパラドックス」の解決と説明する⁴⁾。仁平は、明治後半から2000年代に至るまでの日本におけるボランティア言説の成立、変容過程を知識社会学的に分析し、政策的・政治的含意を含めて「贈与のパラドックス」をキーワードに解明している。

「贈与」は与える／受けるという非対称的な関係を発生させ、受け手を従属的な位置に置く暴力的な位相を持つ。そのため、ボランティアや「慈善」、「奉仕」等の行為は、行為を行った瞬間に「偽善ではないか」「自己満足ではないか」といった批判にさらされる。そして、その批判に応えられるような言説が求められていく。これを仁平は「贈与のパラド

ックス」と呼ぶ。

仁平は、「贈与のパラドックス」の歴史を言説分析によってたどっていくと、日本のボランティアは、1930年代にセツルメントとともに誕生し、阪神大震災をきっかけにボランティア活動への関心が高まった1995年に終焉したと説明する。このボランティアの終焉とは、ボランティアが消滅したという意味ではない。

仁平のボランティアの言説分析は次のとおりである。戦前は、明治期の「慈善」から大正期の「奉仕」へ、さらには昭和初期の「奉公」へと転換してきた。「慈善」においては、無私を徹底し、純粹贈与が望ましいとされた。大正期の「奉仕」では、社会を媒介して相手のみならず自分の利得も向上させることが強調された。しかし、昭和の戦時期には再び、「滅私奉公」の語に象徴されるように、強度の無私を求める言説が社会を覆った。

戦後間もないころ、国から動員されるまま奉仕を行うことや、国が社会保障を放棄した状態で慈善的な行為を行うことは被援助者を困難に追い込むことになり、慈善的な行為は自己満足的な行為になる、つまり「贈与のパラドックス」を発生させるという戦前の反省があった。そのため、戦後から1970年代に至るまでは、ボランティアは相互行為に自己完結してはならず、制度の改善を求める社会的・政治的な運動に繋げることが重要とされた。ボランティアは、国家に対して社会の自律が擁護され、自発性が重視された。また、国が行うべき社会保障を代替しないこともボランティアにとって重要な基準であった。

一方で、1970年代は戦後のボランティア言説の転換点でもあった。ボランティア政策の開始と社会保障費の増大の中で、ボランティアに自己実現や生きがいづくりが重視されるようになった。

1980年代以降は、高齢化社会への対応という文脈でボランティア活動の育成が本格的に進められる。「贈与」という一方的に与える関係ではなく、「交換」という対等な関係にできるだけ近づけるという試みがすすめられた。そこでは、担い手の楽しさといった精神的報酬の強調や、「有償ボランティア」の導入等が進み、ボランティアは大衆化した。この流れは、ボランティアを「贈与」ではなく「交換」的行為として再定義する流れであった。ボランティアを「交換」と位置づけておけば、ボランティアは偽善だという批判を無効化できるという意味で、「贈与のパラドックス」の解決となった。

しかし「贈与」から「交換」へという方向性は、ボランティア概念を拡散させることになった。「ボランティア」の同一性が崩れていくと同時に、経営的合理性と結びつくことで「贈与」から「交換」への転換に成功したNPOが増加し、1990年代後半から、ボランティアは参加型市民社会の中心的な位置を明け渡すことになった。このことがボランティアの終焉であると説明している。

つまり、「有償ボランティア」は、高齢化社会への対応というボランティア振興の中で、ボランティアを「贈与」から「交換」へ再定義することで、「贈与のパラドックス」を解決する新たなボランティアのかたちであった。「有償ボランティア」は、登場から拡大については、政策的に成功したと言えるだろう。

しかし、実際に地域社会において「有償ボランティア」として活動している地域住民は、ボランティアの「有償」をどのようにとらえ、地域社会においてボランティア活動を行っているのだろうか。ボランティアが「有償」であることの意義は何なのか、ボランティアの人材確保を可能にしたのかどうか、地域レベルで活動する地域住民によるボランティアが抱える課題を明らかにするために、山口市ファミリーサポートセンター会員を対象として2011年7月に実施したボランティア意識調査のデータを使用して検討する。

3. ボランティアの「有償」に対する意識

3.1 山口市のファミリーサポートセンター会員の特性

現在、山口市にはファミリーサポートセンターが山口、小郡、秋穂、阿知須、徳地の5ヶ所ある。山口市中心地域（旧山口市）と山口市周辺地域（小郡、秋穂、阿知須、徳地）と区分して会員登録の状況をみると、地域の違いが生じている。会員数は表1のとおりで、援助会員は依頼会員よりも極めて少ない状況にあり、特に、山口市中心地域にその傾向が顕著である。活動件数は、平成22年（1月～12月）に5,928件あり、最も多い活動内容は、「放課後児童クラブの送迎」1,442件であった。

分析に用いるボランティア意識調査はアンケート調査で、山口市ファミリーサポートセンター全会員921名（平成23年7月1日現在）を対象に郵送法で実施した。会員の内訳は、山口市中心地域会員816名、山口市周辺地域会員105名である。回収票は196票（山口市中心地域131票、山口市周辺地域65票）、回収率は21.3%（山口市中心地域16.1%、山口市周辺地域61.9%）であった。

ボランティアの「有償」に対する意識

及びボランティア活動の動機を分析する前に、山口市ファミリーサポートセンター会員の地域別の特性を確認しておく。山口市中心地域の会員は、子育ての支援を必要とする可能

表1 山口市ファミリーサポートセンター会員数
(平成22年12月末 1,125人)

	依頼会員	援助会員	両方会員
山口市中心地域	566	143	97
山口市周辺地域	205	92	22
計	771	235	119

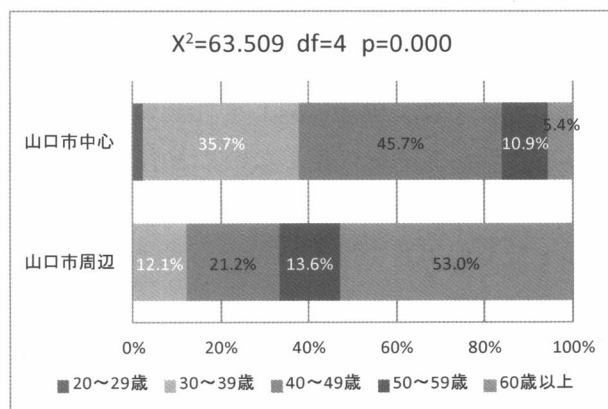


図2 会員の年齢

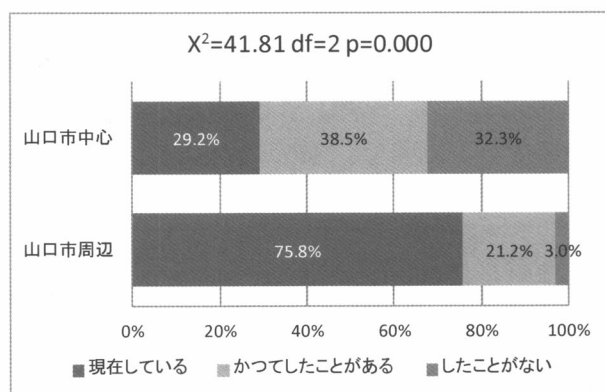


図3 ボランティア活動の有無

性が高い 20～40 代の会員が 8 割以上を占めている (図 2)。家族形態は、核家族が多く、身近に頼ることのできる親族が身近にいない会員が多い。ボランティア活動を現在している人も少なく (図 3)、依頼会員の多さが表れている。これに対し、山口市周辺地域の会員は、60 歳以上の会員が半数以上を占めている。山口市中心地域と比べ、祖父 (母) と親と子どもからなる家族が多い。ボランティア活動を現在行っている人が山口市中心地域に比べ極めて多い。

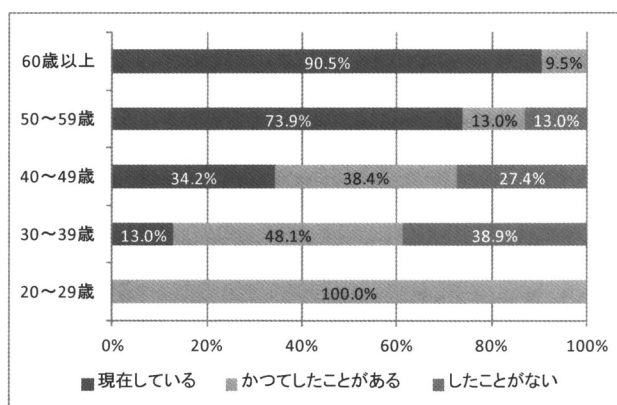


図 4 年齢別 ボランティア活動の有無
($\chi^2=76.018$ $df=8$ $p=0.000$)

ボランティア活動の経験の有無 (図 4) は年齢に有意な差がある。年齢が高い人のほとんどが現在ボランティア活動をしている。ファミリーサポートのネットワークの中で実際に援助を行っている人たちである。それに対し、若い会員は、現在ボランティア活動を行っている者は少なく、かつてしたことがある者が多いという結果になっている。地域別に見ると、山口市中心地域の若い層において現在ボランティア活動を行っている者の割合が低い傾向にあった。

3.2 ボランティアの「有償」についての意識と返済規範

ボランティアの「有償」についての考え方 (図 5) で最も割合が高かったのは、「場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い」である。最も肯定的な「ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い」は、15.0%にとどまった。「有償ボランティア」の援助ネットワークであるファミリーサポート会員の調査であるにもかかわらず、「有償ボランティア」を積極的に肯定する割合は低いようである。

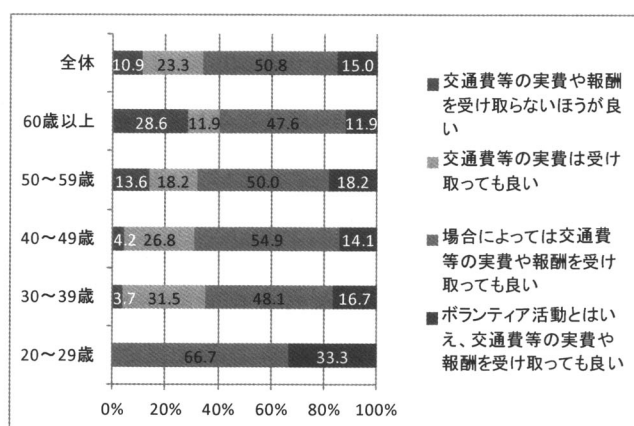


図 5 年齢別ボランティアの「有償」について
($\chi^2=25.703$ $df=12$ $p=0.012$)

年齢別 (図 5) にみても、報酬は受け取らないほうが良いという考えをもつ人は 60 歳以上の層においてで 28.6%いる。それに対して、30 代、40 代は極めて低く、20 代は全くいない。ファミリーサポートセンター会員の 20 代～40 代は、実際に援助を受け、報酬を払う立場にある者であり、ボランティアの「有償」について理解をしていると言える。

年齢別ボランティアの「有償」について、より詳細に地域別とボランティア活動の経験

別にみても。地域別では山口市周辺地域よりも中心地域の若い世代の会員にボランティアの報酬を肯定する者の割合が高い(図6)。それでも、山口市中心地域の60代以上の42.9%が報酬は受け取らないほうが良いと考えている。

ボランティア活動の経験については、「現在している」「かつてしたことがある」を「経験あり」、「したことがない」を「経験なし」として分析した(図7)。50代以上の人で、ボランティアの経験があるとボランティアの「有償」を積極的に肯定する人の割合も高くなる。その一方で、50代以上のボランティア経験がある人に報酬は受け取らないほうが良いと考えている人の割合が高い。つまり、40代までの若い世代では、都市部に居住し、ボランティア経験のある人ほどボランティアの「有償」を肯定する傾向にあるのに対し、50代以上の世代では、都市部に居住し、ボランティア経験のある人ほどボランティアの「有償」を否定している。

50代以上の世代がボランティアの「有償」を否定しながらも、「有償ボランティア」であるファミリーサポートの会員として援助を提供するのは何故なのだろうか。そこで、ボランティア意識についてみる。

ボランティア意識については、箱井英寿・高木修(1987)が作成した「返済規範意識」、「自己犠牲規範意識」、「交換規範意識」、「弱者救済規範意識」の4つの援助規範意識を参考にした。「返済規範意識」とは以前援助してくれた人にはその親切にお返しをすべきであるという互恵的な規範意識、「自己犠牲規範意識」とは自己犠牲を含む愛他的行動を支持する規範意識、「交換規範意識」は援助に見返りを期待し、自分に有利になるよう

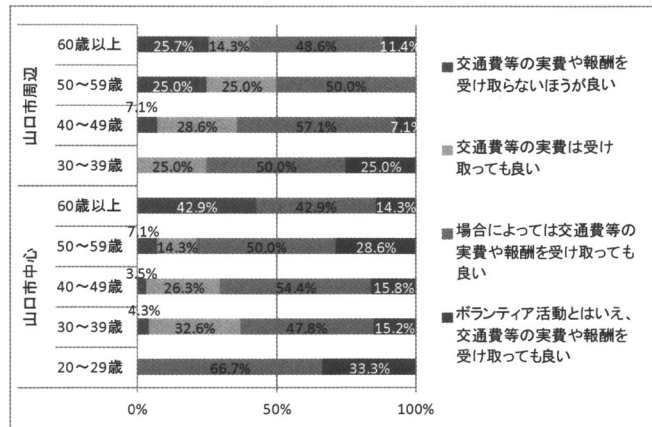


図6 年齢別ボランティアの「有償」について：地域別
(山口市中心： $\chi^2=22.405$ $df=12$ $p=0.033$)

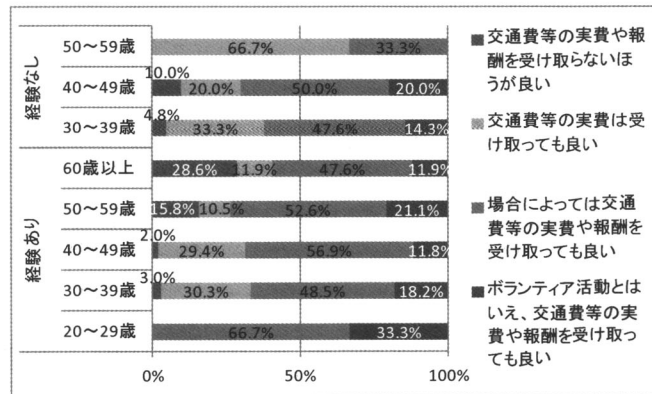


図7 年齢別ボランティアの「有償」について：ボランティアの経験別
(経験あり： $\chi^2=26.143$ $df=12$ $p=0.010$)

表2 ボランティア意識

1. 贈り物には同額をかえすべき (返済規範)
2. 人にかけての迷惑は償うべき (返済規範)
3. 社会の利益を優先すべき (自己犠牲規範)
4. 困っている人を助けるべき (自己犠牲規範)
5. 相手の利益を優先すべき (交換規範)
6. 頼っている人には親切にすべき (交換規範)
7. 社会的弱者はみんなで助けるべき (弱者救済規範)
8. 不当な立場の人を助けるべき (弱者救済規範)

な援助を行うべきというような規範意識で、援助を相互交換的にとらえることに対し、肯定的か、否定的かを表す。「弱者救済規範意識」は自分よりも弱い立場、経済的に困っている人々に対する救済を支持する規範意識である。

調査票は、箱井・高木の4つの援助規範意識のそれぞれの質問項目の中から2項目ずつ選び、表2のとおりボランティア意識項目として8項目設定した。そして、4段階評価で、そう思う4点、どちらかといえばそう思う3点、どちらかといえばそう思わない2点、そう思わない1点を与えた。

ボランティア意識の地域別の特性(表3)としては、山口市中心地域で

「贈り物には同額をかえすべき(返済規範)」が高く、山口市周辺地域では「頼っている人には親切にすべき(交換規範)」が高いことがあげられる。

ボランティア意識の年齢別の特性(表4)としては、「贈り物には同額をかえすべき(返済規範)」は若い世代ほど高く、「頼っている人には親切にすべき(交換規範)」は60歳以上の高齢の層及び20代の最も若い層において高いことがあげられる。

また、ボランティア意識のボランティア経験別(表5)の特性としては、「贈り物には同額をかえすべき」、「人にかけて迷惑は償うべき」という返済規範が、ボランティア経験がない人に高いことがあげられる。

そして、ボランティアの「有償」についての考え方とボランティア意識についての分析の結果(表6)、「ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い」と「有償」を肯定している人ほど「贈り物には同額をかえすべき(返済規範)」と考える傾向にあった。

以上のことから、都市部に居住し、若い世代で、ボランティア経験がない人ほど返済規範が強く、返済規範が強い人ほどボランティアの「有償」を肯定している。「有償ボランティア」としてのファミリーサポートのしくみは、都市部で血縁ネットワークをもたない若い世代で、返済規範が強い人たちが、援助に対するお礼をルールに従って行うことで謝礼をめぐる負担感を解決しているため、受け入れられていると言える。

つまり、ファミリーサポートという「有償ボランティア」に入会する意義は、子育てをする上において手助けしてもらえ身近な血縁、地縁のネットワークをもたない若い世代

表3 地域別ボランティア意識の平均値

		平均値	F 値	有意確率
1. 贈り物には同額をかえすべき (返済規範)	山口市中心	2.91	10.59	.001
	山口市周辺	2.48		
	合計	2.77		
6. 頼っている人には親切にすべき (交換規範)	山口市中心	3.09	5.54	.020
	山口市周辺	3.33		
	合計	3.17		

表4 年齢別ボランティア意識の平均値

		平均値	F 値	有意確率
1. 贈り物には同額をかえすべき (返済規範)	20~29 歳	3.33	6.452	.000
	30~39 歳	3.06		
	40~49 歳	2.90		
	50~59 歳	2.30		
	60 歳以上	2.38		
	合計	2.77		
6. 頼っている人には親切にすべき (交換規範)	20~29 歳	3.33	2.871	.024
	30~39 歳	3.14		
	40~49 歳	3.04		
	50~59 歳	3.13		
	60 歳以上	3.48		
	合計	3.18		

表5 ボランティア経験別ボランティア意識の平均値

		平均値	F 値	有意確率
1. 贈り物には同額をかえすべき (返済規範)	経験あり	2.66	9.254	.003
	経験なし	3.11		
	合計	2.77		
2. 人にかけて迷惑は償うべき (返済規範)	経験あり	2.78	4.795	.030
	経験なし	3.09		
	合計	2.85		

の人たちが、居住する地域において手助けしてもらえるネットワークを確保することができたことである。

表6 ボランティアの有償性の考え方とボランティア意識

		平均値	F 値	有意 確率
1. 贈り物には同額 をかえすべき (返済規範)	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	2.143	4.580	.004
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.911		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.786		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.931		
	合計	2.767		
2. 人にかけて迷惑 は償うべき (返済規範)	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	2.714	1.066	.365
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.900		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.791		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.069		
	合計	2.850		
3. 社会の利益を優 先すべき (自己犠牲規範)	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	2.524	.180	.910
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.433		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.403		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.466		
	合計	2.433		
4. 困っている人を 助けるべき (自己犠牲規範)	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	2.714	1.210	.307
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.444		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.357		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.345		
	合計	2.415		
5. 相手の利益を優 先すべき (交換規範)	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	2.333	1.196	.313
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.333		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.122		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.276		
	合計	2.218		
6. 頼っている人 には親切にすべき (交換規範)	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	3.333	2.077	.105
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.956		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.219		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.241		
	合計	3.174		
7. 社会的弱者はみ んなで助けるべ き (弱者救済規範)	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	3.619	1.960	.121
	交通費等の実費は受け取っても良い	3.222		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.357		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.241		
	合計	3.337		
8. 不当な立場の人 を助けるべき (弱者救済規範)	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	3.571	1.523	.210
	交通費等の実費は受け取っても良い	3.311		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.383		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.241		
	合計	3.365		

3.3 ボランティアの「有償」とボランティアを行う動機

では、「有償ボランティア」で援助を提供する人たちにとって、ボランティアの報酬とボランティアを行う動機はどのように結びついているのだろうか。ボランティア活動の経験がある143人に対して回答を求めたボランティア活動を行った動機とボランティアの「有償」についての考え方の関連を分析する。動機については、7項目について4段階評価で回答を求め、そう思う4点、どちらかといえばそう思う3点、どちらかといえばそう思わな

い2点、そう思わない1点を与えた。

ボランティア活動の動機(図8)は、「困っている人のために役立つため」「社会の役に立つため」の平均値が全体として高い。地域別の特性としては、山口市周辺地域は「困っている人のために役立つため」が高く、山口市中心地域は「身近に起きている問題を解決するため」といった問題解決や「友人などネットワークを広げるため」、「技術、能力、経験を生かすため」など、自己実現を求める動機の平均値が周辺地域よりも高い。

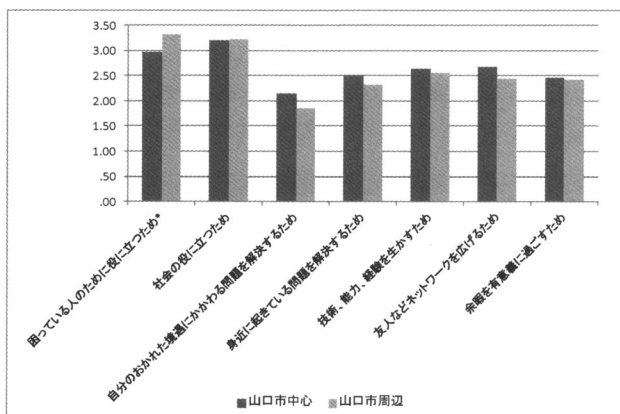


図8 地域別ボランティア活動の動機の平均値

* : p=0.016 F値 5.977

表7 地域別ボランティア活動の動機の平均値

動機	年齢	平均値	F値	有意確率
自分のおかれた境遇にかかわる問題を解決するため	20～29歳	2.67	2.920	.023
	30～39歳	2.28		
	40～49歳	2.19		
	50～59歳	1.80		
	60歳以上	1.66		
	合計	2.03		

ボランティアの動機の年齢別特性(表7)としては、若い世代ほど「自分のおかれた境遇にかかわる問題を解決するため」という動機が高い。年齢が高い会員がボランティアをする動機は、「困っている人のために役立つため」「社会の役に立つため」という部分を基本としており、特徴となるような動機は見当たらない。

年齢が高い会員がボランティアをする動機は、「困っている人のために役立つため」「社会の役に立つため」という部分を基本としており、特徴となるような動機は見当たらない。

年齢の高い会員は、表8のように地域においてさまざまな活動のネットワークに参加している。年齢が高い会員がファミリーサポートセンターの会員として登録しているのは、「報酬」の有無にかかわらず、純粋に地域活動の一つとして加入していると言えるだろう。

表8 年齢別地域における所属団体数

年齢	平均値	F値	有意確率
20～29歳	2.00	3.964	.004
30～39歳	2.98		
40～49歳	3.67		
50～59歳	3.70		
60歳以上	4.24		
合計	3.58		

ボランティアの「有償」についての考え方とボランティアを行う動機の関連(表9)については、「友人などネットワークを広げるため」という動機は、「場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い」と「有償」をやや肯定する人のスコアの平均が高く、「自分のおかれた境遇にかかわる問題を解決するため」という動機は、「ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い」と積極的に「有償」について肯定する人のスコアの平均が高かった。ボランティアの「有償」を肯定する意識は、「自己実現」と結びつくような動機ではなく、「自分のおかれた境遇にかかわる問題を解決するため」という自分のためだけでなく自発的に他者に貢献しようとする動機に繋がっていると言える。

4. まとめ

介護から子育ての領域に至る、家族における担い手の不足という問題に対応するために

表9 ボランティアの有償性の考え方とボランティアを行う動機

		平均値	F 値	有意確率
困っている人のために役に立つため	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	3.176	1.576	.198
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.935		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.068		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.455		
	合計	3.112		
社会の役に立つため	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	3.294	.260	.854
	交通費等の実費は受け取っても良い	3.161		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.219		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	3.091		
	合計	3.196		
自分のおかれた境遇にかかわる問題を解決するため	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	1.647	4.969	.003
	交通費等の実費は受け取っても良い	1.839		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	1.959		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.682		
	合計	2.007		
身近に起きている問題を解決するため	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	2.235	2.102	.103
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.194		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.397		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.864		
	合計	2.406		
技術、能力、経験を生かすため	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	2.324	1.079	.360
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.419		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.692		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.727		
	合計	2.594		
友人などネットワークを広げるため	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	2.029	3.339	.021
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.323		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.774		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.545		
	合計	2.552		
余暇を有意義に過ごすため	交通費等の実費や報酬を受け取らないほうがよい	2.559	.790	.502
	交通費等の実費は受け取っても良い	2.226		
	場合によっては交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.507		
	ボランティア活動とはいえ、交通費等の実費や報酬を受け取っても良い	2.273		
	合計	2.416		

政策的にボランティア振興が進められる中、「有償ボランティア」は、ボランティアの人材確保あるいは、発掘を目的として登場した。「有償」については、ボランティアが無償性を特徴としていることが広く浸透していたため、導入当時は批判もあったが、国は政策として「有償ボランティア」を新しい形のボランティアとして示し、定着させてきた。また、ボランティアを「贈与」から「交換」へ再定義することで、「贈与のパラドックス」を解決し、ボランティアの大衆化を図ってきた。「有償ボランティア」の登場は、国の政策的な意図と繋がって、拡大し定着してきたことは、政策的に成功したと言える。

このようなボランティア振興の中で、ボランティアの担い手である地域住民が「有償ボランティア」をどのようにとらえているかを明らかにすることが本稿の目的であった。分析の結果、「有償ボランティア」であるファミリーサポートセンター会員であっても、ボランティアの「有償」を積極的に肯定しているとは言い難かった。ボランティアの無償性という特徴は特に年齢が高い世代に根強く浸透しており、「有償」はどちらかといえば若い世

代に受け入れられていた。年齢が高い会員は、報酬を目的として入会しているというよりは、地域活動の一つとして入会していると言える。ボランティアの「有償」に対する考え方とボランティア意識との関連を詳細にみると、「有償」を肯定している人ほど「贈り物には同額をかえすべき」という返済規範が強かった。また、「有償」を肯定する意識は、自分のためだけでなく自発的に他者にも貢献しようとする利他的な動機に繋がっていた。

「有償ボランティア」であるファミリーサポートの援助ネットワークは、新たなボランティアが行われているのではなく、従来の無償性を特徴としたボランティアを基盤として行われていた。その中で、「有償ボランティア」であることの意義は、仁平が指摘したとおり、「贈与のパラドックス」の解決と繋がっており、地域住民による援助ネットワークに若い世代、地域にネットワークをもたない人を「依頼会員」として参加させたことである。

ファミリーサポートは、家族に代わる地域の援助ネットワークであるために、サポートに対する返済は、サービスを受ける者としては気になる部分である。ルールとして少額の謝礼の授受があることは、謝礼などの気遣いの負担感を解決していると言える。そのため、「贈与のパラドックス」の解決は、地域住民による援助ネットワークに若い世代、地域にネットワークをもたない人を「依頼会員」として入会しやすくしたと言える。

しかし、ファミリーサポートには「援助会員」が「依頼会員」よりも少ないという問題がある。「有償ボランティア」導入の背景に、政策的な意図としてボランティア人材の確保というものがあったが、「援助会員」の獲得に「有償」という金銭の授受は影響していない。「有償ボランティア」のしくみは新しいボランティアの形として定着したように見えるが、地域住民にとって「有償ボランティア」の理解はあいまいさが残っている。

今後、「有償ボランティア」に多少なりとも理解を示す40代30代の会員が、地域住民による相互扶助の関係を構築し、地域活動に参加していく際に、ボランティアの「有償」という意識がマイナスの要因として働かないか、ボランティアの「有償」に理解を示す考えは、「依頼会員」が「援助会員」に移行することを可能にするのか、ファミリーサポート事業が抱えている援助会員の確保という課題が生じている。

「依頼会員」が援助を受けて、「援助会員」に謝礼を渡せば一連の援助の流れが終了するのではなく、「依頼会員」が「援助会員」に移行するために、例えば「依頼会員」も他者を支援するための研修に参加することを求める等、循環のシステムを作ることが重要であろう。「援助会員」を確保できるか、政策的に進めてこられた「有償ボランティア」という互酬性のネットワークの真の成果が問われている。

付記

本稿は、日本学術振興会平成21年度～23年度科学研究費補助金基盤研究(C)「日本と台湾におけるボランティアと社会資本の多様化に関する比較研究」課題番号21530499、研究代表者 山口大学名誉教授 小谷典子(三浦典子)において行った「ボランティア意識に関するアンケート調査」研究成果のデータを用いている。データの使用に関しては研究代表者の許可を得た。記して謝意を表したい。

注

- 1) 文部科学省 生涯学習審議会, 1992, 「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について (答申)」(平成4年8月3日).
- 2) 厚生省 中央社会福祉審議会, 1993, 「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」という意見具申」(平成5年7月).
- 3) さわやか福祉の会流山ユー・アイネット HP
<http://www.npo-support.jp/ui/> 2013.1.15.
- 4) 仁平典宏, 2011, 『「ボランティア」の誕生と終焉—〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』, 名古屋大学出版会 11-14 頁、417-420 頁.

参考文献

- 小野晶子, 2005, 『有償ボランティア』という働き方—その考え方と実態—『労働政策レポート Volume3』, 独立行政法人労働政策研究・研修機構.
- 文部科学省 生涯学習審議会, 1992, 「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について (答申)」(平成4年8月3日).
- 国立社会保障・人口問題研究所 HP
<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/475.pdf> pp.3-4 2013.1.15.
- 厚生省 中央社会福祉審議会, 1993, 『ボランティア活動の中長期的な振興方策について』という意見具申」(平成5年7月).
- 社会福祉法人山口市社会福祉協議会本部 HP
<http://www.yshakyo.or.jp/service/detail01.htm#06> 2011.12.1.
- さわやか福祉の会流山ユー・アイネット HP
<http://www.npo-support.jp/ui/> 2013.1.15.
- 堀田力, 2005, 「市民労働とボランティア—流山訴訟が社会に問いかけたもの—」『月刊 自治研』Vol.47.
http://www.sawayakazaidan.or.jp/jigyou/kouhou/npo/20050509jichiken_hp.pdf
「NPO 法人・公営法人に対する課税のあり方及びボランティア活動の法的位置づけ」
2013.1.15.
- 仁平典宏, 2011, 『「ボランティア」の誕生と終焉—〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』
名古屋大学出版会.
- 橋本鉦市・石井美和, 2004, 「ボランティアと自己実現の社会学—その接合にみる言説・政策・理論・個人—」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第53集・第1号, 87-199 頁.
- 箱井英寿・高木修, 1987, 「援助規範意識の性別, 年代, および, 世代間の比較」『社会心理学研究』第3巻第1号, 39-47 頁.
- 鈴木広編, 1988, 『社会分析 (社会学研究年報)』17号, 434 頁.

所属：山口大学アドミッションセンター

E-Mail アドレス：hiroko.h@yamaguchi-u.ac.jp